

VI 參考資料

3) 農地中間管理事業P Rパンフレット

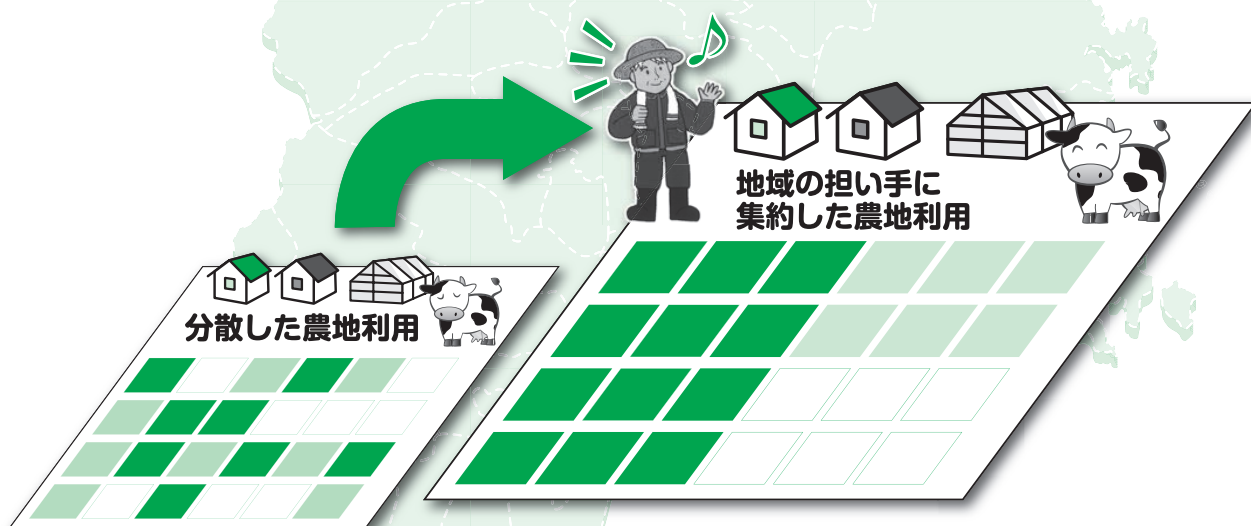
農地集積バンクを活用しましょう!

農地中間管理事業による農地の有効利用と農業経営の効率化!

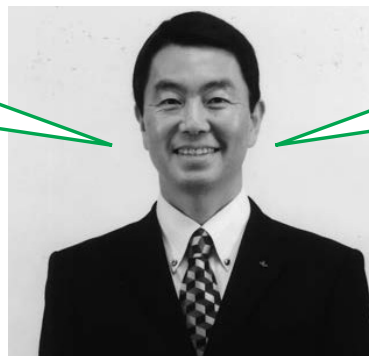
「農地集積バンク」を活用して問題解決!

- 規模拡大又は利用権を交換して分散した農地をまとめた担い手の方
- 農業をリタイアするので農地を貸したい方
- 新規に就農するので農地を借りたい方

認定農業者等の担い手へ重点的に農地集積



私も農地集積バンクをすすめています。



地域農業を将来にわたって守るため



宮 城 県
宮城県農地中間管理機構
(公益社団法人みやぎ農業振興公社)

農地の貸し借りの新しい仕組み! 農地集積バンク(農地中間管理事業)の活用



市町村・
JA等へ
相談

出し手

貸付け

注)農用地として利用が困難な場合や、該当区域の受け手リストに候補者がいない場合などは、すぐには借り受けせず、貸付希望者リスト(出し手リスト)に掲載してマッチング活動を継続します。

農地集積バンク

- ① 出し手から農地を借受け
- ② 必要な場合は簡易な条件整備等を実施
(出し手・受け手の負担が伴います。)
- ③ 受け手(認定農業者等)への農地集積に配慮し貸付



借受け

受け手(担い手)

農用地利用
配分計画案
(市町村作成)

農用地利用配分
計画の公告(県)

機構への農地の出し手等に対する支援(機構集積協力金)

地域集積協力金

地域への支援

① 交付対象者

市町村内の「地域」(注1)

② 交付要件

「地域」内の農地の一定割合以上が機構に貸し付けられていること。

③ 交付単価

2割超5割以下 2.0万円/10a
5割超8割以下 2.8万円/10a
8割超 3.6万円/10a

※上記はH27年度までの特別単価
(=基本単価の2倍)

H28・29年度は基本単価の1.5倍
H30年度は基本単価

※津波被災市町は上記金額に4千円上乗せ。

※担い手への新たな集積面積の増加等に応じて、予算の範囲内で交付地区を限定する場合があります。

経営転換協力金

出し手への支援

① 交付対象者

「農業部門を削減する農業者」
「リタイアする農業者」
「農地の相続人」

② 交付要件

・機構に全ての自作地、又は削減する部門の自作地を10年以上貸し付ける。

・交付決定後10年間は、削減部門の経営(リタイアの場合は農業経営)を目的とした農地の新たな利用権や所有権の取得をしない。

(新規に集落営農組織と特定農作業委託契約を10年以上締結した場合も対象)

③ 交付単価

0.5ha以下 30万円/戸
0.5ha超2ha以下 50万円/戸
2ha超 70万円/戸

耕作者集積協力金

出し手等への支援

① 交付対象農地

・機構が所有権又は中間管理権を有する農地 } に隣接する農地
・受け手リストに掲載された者の経営農地

・2筆以上連担化している一連の農作業の継続に支障が生じない農地

※10年以上の機構への貸付必要

② 交付対象者

・対象農地を所有し、自作している農業者
・利用権に基づき耕作している農業者

③ 交付単価

H26,27年度 2万円/10a
H28,29年度 1万円/10a
H30年度 5千円/10a

注1:「地域」とは、同一市町村で、全域が同一の人・農地プランのエリアに含まれている農業集落、大字、学区など外縁が明確な区域。

※ 交付要件を満たさなくなった場合は、交付された金額の返還を求められることがあります。



農地を貸したい人(出し手)の場合

どうする?

「農地を貸したい」旨の申出

機構による貸付希望者(出し手)リストの作成

機構(市町村・JA等の委託先含む)と
貸付希望者の交渉(期間,賃借料など)

機構と貸付希望者の契約締結

ステップ①

機構又は市町村・JA等の相談窓口につながります。

ステップ②

貸付期間,賃借料等の諸条件を相談し契約します。(機構に貸借に係る権利が移動します。)

メリット

- ・ 公的機関が農地を預かるので安心です。
- ・ 機構から直接賃借料を受け取ることができます。
- ・ 契約期間満了後は、確実に農地が戻ります。
- ・ 要件を満たせば「機構集積協力金」の交付が受けられます。



農地を借りたい人(受け手)の場合

どうする?

機構による借受希望者(受け手)の募集への応募

機構による借受希望者リストの公表

機構(市町村・JA等の委託先含む)が事業規程
(貸付先決定ルール)に基づき,借受希望者を選定

機構(市町村・JA等の委託先含む)と借受希望者との交渉

市町村が農用地利用配分計画(案)を作成

機構が農用地利用配分計画を決定後,
県が公告(農地の権利移動)

ステップ①

(市町村,JA等の相談窓口)に相談)機構による借受希望者の募集に応募します。

ステップ②

機構と期間,賃借料等の諸条件を相談します。

ステップ③

農地の貸借が記載された農用地利用配分計画が公表されると,借受希望者に農地の貸借に係る権利が移動します。

メリット

- ・ まとまりのある農地を借りることができ、農作業の効率化とコストダウンが可能となります。
- ・ 農地の出し手が複数いても、機構との契約だけで済みます。
- ・ 賃借料の支払いは、口座振替で便利です。

事業のポイント

①借受基準（機構が借り受ける場合）



- ・農業振興地域内の農用地等を借り受けます。
ただし、機構は、農用地等としての利用が困難な場合や農用地等を貸し付ける可能性が著しく低い場合は、当該農地は借り受けません。

②貸付先決定ルールの基本原則（機構が貸し付ける場合）



- ・農用地等の借受けを希望している者の規模拡大又は農地の集団化・集約化につながることを。
- ・既に効率的かつ安定的な農業経営を行っている農業者の経営に支障を及ぼさないようにすること。
- ・新規参入をした者が効率的かつ安定的な農業経営を目指していけるようにすること。
- ・借受希望者の意向を踏まえつつ、地域農業の健全な発展に資するよう公平かつ適正に調整すること。

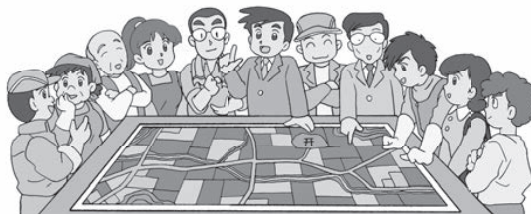
③契約の解除（機構から貸し付ける相手が見つからない場合）



- ・機構が農地を借り受けてから2年を経過しても、なお受け手に農地を貸し付ける見込みがないときは、県知事の承認を受けて契約を解除することがあります。

お問い合わせ先

『農地集積バンク』に関する詳細は、公益社団法人みやぎ農業振興公社のホームページの「宮城県農地中間管理機構」をご覧ください。
か、下記へお問い合わせください。



○公益社団法人みやぎ農業振興公社（宮城県農地中間管理機構）

担い手育成部

TEL. 022-275-9192

FAX. 022-275-9195

HPアドレス <http://www.miyagi-agri.com/>

みやぎ農業振興公社

検索

○宮城県農林水産部農業振興課 経営構造対策班

TEL. 022-211-2835

FAX. 022-211-2839

○お近くの宮城県各地方振興事務所・地域事務所 農業(林)振興部

○各市町村農政所管課・JAなどに設置している農地集積バンク相談窓口

平成27年6月作成

この印刷物は100,000部作成し1部あたり印刷単価は3円20銭です。

R2100